

耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度募集要領

一般財団法人 日本建築防災協会

(目的)

第1条 耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度要綱第5条に基づき、本募集要領を定める。

(い)

(募集案内)

第2条 毎年度募集案内を作成し、「月刊建築防災」及びホームページ等に掲載し、審査対象建築物等を広く募集するものとする。

(応募手続き)

第3条 応募しようとする者は、本会が定める応募期限内に本会宛に第4条に掲げる応募書類により応募する。

(応募書類)

第4条 優秀建築表彰における応募書類は、下表のとおりとする。

応募書類の種類と内容		書式・分量
申込書	所定様式	A4版1頁(別添1様式)
推薦状	(ある場合のみ)	A4版1頁
説明書	建物概要	A3版横6頁以内 (紙及び電子媒体)
	改修の概要・特徴と改修に至る経緯	
	意匠図(改修前後)	
	構造図(改修前後)	
	耐震診断結果(改修前後)	
	その他(表彰履歴など)	
	写真全景、改修部(改修前後)	

2 貢献者表彰における応募書類は、下表のとおりとする。

応募書類の種類と内容		書式・分量
申込書	所定様式	A4版1頁(別添2様式)
推薦状	(自薦を含む)	A4版1頁
経歴・業績書	(個人) 学歴、職歴、取得資格、業績	A4版3頁以内
	(団体) 沿革、活動内容、業績	
その他参考となる書類		

(追加資料の提出)

第5条 本会は、前条に定める応募書類のほか、審査過程で必要がある場合は、追加資料の提出を求めることができるものとする。

(審査結果の公表)

第6条 審査結果は「月刊建築防災」及びホームページ等に広く公表する。

(応募書類の取り扱い)

第7条 応募書類は返却しない。

2 応募書類に関する著作権は応募者が所有する。

3 応募書類を本会が引用・転載する場合は、応募者は無償にて協力するものとする。

(その他)

第8条 この募集要領に特段の定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則1 この要領は平成23年3月10日より施行する。

附則1 この要領は平成24年3月19日より改正施行する。(い)

附則1 この要領は平成28年4月 日より改正施行する。(ろ)